

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法の もとでの契約締結上の過失責任

阿 部 博 友

1. はじめに
2. ラテンアメリカにおける *Culpa in Contrahendo* の理論（アルゼンチン法・ブラジル法・チリ法・コロンビア法・ベネズエラ法）
3. 米国判例の分析（プエルトリコ法・ボリビア法に基づく *Culpa in Contrahendo* が議論された事例）
4. *Promissory Estoppel* 法理との比較
5. 総 括

1. はじめに

グロチウスは、1625年に公表した「戦争と平和の法」において、「信義は他の理由のためのみならず、平和の期待が失はれないためにも守られねばならない。けだしケロのいふ如く、信義によってはじめて各國家が維持されるのみならず、さらに大なる民族社會（ソキエタス・ゲンチウム）も維持されるからである。まさにアリストテレスの言ふ如く、もし信義が取去られるならば、『人間相互の交際も取去られる』のである⁽¹⁾。」と述べている。

ローマ法に由来する信義の理念は、私法分野において *Culpa in Contrahendo*（契約締結上の過失）理論として結実する。1861年にドイツの法学者イェーリングが各種のローマ法源の検証を通じて編み出し⁽²⁾、イタリアのガブリエル・ファッゲラやフランスのレイモン・サレイユ等によって契約交渉過程における法的責任として発展したこの理論は、大陸法の国々に伝播した⁽³⁾。大陸法の伝統を承継するラテンアメリカの国々もその例外ではない。これら西欧

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

の学説が紹介され、そして夫々の国内法にとり入れられて来たのである。一方、米国や英国などアングロサクソン法系の国々は、むしろ契約自由の原則を重視し、契約交渉段階についてまで信義則を認めることには否定的である。

1980年に成立した国連ウィーン物品売買条約（**United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods: CISG**）の成立過程において、この「契約交渉過程における信義則」について議論がなされている。ドイツ民主共和国（当時）の代表が提案した契約締結上の過失責任規定の導入は、ウィーン外交会議において否決されたのである⁽⁴⁾。したがって、多数説は ***Culpa in Contrahendo*** 責任を認めるか否かは、条約によってではなく国内法によって規律されると解釈する。

本稿では、ラテンアメリカ法⁽⁵⁾における ***Culpa in Contrahendo*** 理論の展開を検討する。国際取引法の観点から重要と思われる点は、次の2点である。第一に、国際契約交渉の早期の段階では、お互いの交渉という行為を規律する準則が当事者によって合意されていない場合が多く、本来 **CISG** のような条約が基本ルールを規律することが望ましい。しかし、条約による規律が欠缺しているという多数説に従えば、国内法に準拠せざるを得ず、各国毎の国内法の比較検討が重要となる⁽⁶⁾。特に、この分野のラテンアメリカ法研究は活発とは言えず、今後研究の積み重ねが必要である⁽⁷⁾。

次に、国際物品売買取引における ***Culpa in Contrahendo*** 責任を **CISG** により規律する可能性を検討すべきと考える。取引が高度化し迅速性が要請される現代の取引環境において、交渉当事者はより競争力の高い条件を求めて契約交渉の途上であっても準備行為に着手するケースは少なくない。国際取引は、当事者相互間の信頼を基礎に効率性を追求する経済活動である。社会的効率性の観点からも、契約交渉過程における法的責任を明確な基準のもとで規律することにより、自由な契約交渉の保障と交渉過程における信頼利益の合理的保護の調和を図ることが重要である。その為にも、契約交渉過程における信義を各

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

国国内法にのみ委ねるのではなく、万民法型の統一規則としての *CISG* の枠組みにおいて議論してゆく可能性を検討すべきと考える。

2. ラテンアメリカにおける *Culpa in Contrahendo* の理論

ラテンアメリカは、33の独立国と11の非独立領土からなる多様な国・地域の集合である。ラテンアメリカ諸国に共通の法があるわけでもなく、この地域で法の統一が全面的に行われているわけではない⁽⁸⁾が、これら諸国の共通性に着目する場合、米国のコモン・ロー法系と対局にある大陸法の伝統を承継する国々であり、独立後は旧宗主国のみならずフランス、イタリアといったラテン系諸国の立法や法文化とも密接な関係を維持しながらも独自の文化を有する国々である。以下にラテンアメリカ法が継受した *Culpa in Contrahendo* の理論について、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビアおよびベネズエラの法制、学説および判例を検討する。

(1) アルゼンチン法

① 歴史的背景

アルゼンチンでは1859年にブエノスアイレスの商法典が成立した。1862年にはブエノスアイレス州の商法典が国の商法典として採用される。また、民法典は1869年に成立し、1871年から施行され現在に至っている。この起草に際しては、スペインの法律、ナポレオン法典、チリの民法典、フレイタス法典草案などが参考にされた⁽⁹⁾。

民法典の抜本的改訂の作業は20世紀初頭から開始され数次にわたって改正案が作成されている。1987年草案は議会の承認を得たものの、行政府が拒否権を行使した結果廃案となっている。なお、1998年の統一民法案は、民商法の統一を図る目的で作業され草案の完成をみたが、未だに国会の承認を得るに

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

至っていない。現行の同国民法第 1198 条は、「契約の締結および履行に関する信義」について次のように規定している。

「契約は、信義と当事者が真に理解しまたは理解できる内容に従い、注意を払い予見すべき義務をもって締結され、解釈され、また履行されなければならない⁽¹⁰⁾。」

学説は、これを契約交渉過程における信義も含めた契約の交渉、締結から履行にいたる広範な信義を定めたものとする考え方と、交渉過程における信義は含まれないとする説とが対立していたが、1998 年の統一民法案の出現により、交渉過程における信義を含むものとする考え方に収斂しつつある。同法案第 920 条は、以下の通り規定している。

「信義に基づく義務。当事者は、契約交渉を信義に基づき行い、たとえ申込みがなされていない段階においても、契約交渉を不当に破棄してはならない。これに違反した者は、相手方の被った信頼利益 (*daños de interés negativo*) を賠償する責任に任じる。」

上記改正案は、契約交渉過程における信義を明確にしている点のみならず、これに違反した場合の責任の範囲を「信頼利益」に限定している（上記の通りこの改正案は未だ議会の承認を得るに至っていない）。

② 学説・判例

現行の民法は、**Culpa in Contrahendo** に関する明確な規定をおいていないが、学説上はこの理論の一般原則を確立してきた。

まず、アルフレッド・オルガスは、既に前世紀半ばに「交渉過程における信義をぬきにしては、法律の基礎にある信義忠実の原則に則った取引は実現しないであろう」と述べている⁽¹¹⁾。そこで問題は、どの段階からそのような義務が生じるのかという疑問であるが、クイーニャス・ロドリゲスは、申込みが発信された以降は当事者間に信義に則り交渉する義務が生じるが、申込みがなされ

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

る以前はそのような責任は存在しないと考えた⁽¹²⁾。しかし、このような考え方は契約交渉の実態を把握していないと批判された。ロレンゼッティは、現代の契約交渉過程をより現実在即して理解し、複雑な交渉・契約成立過程において明確に信義の開始時点を決定することは不可能であると考えた。ロレンゼッティによれば、申込み以前であっても、契約締結に向けての交渉が行われ、相手方に締結に向けての信頼を生じさせながらも、そのような信頼に反して交渉が打ち切られる事態は常に生じるのである（したがってそのような信頼利益は法的に保護されなければならないと主張した）⁽¹³⁾。またボルダは、取引の世界において契約交渉は断片的かつ継続して行われ、当事者はこれらに労力とコストをかけている事実に着目する。そのコストは、交渉当事者が各々負担するのが原則であるが、不当に契約交渉が打ち切られた場合、そのような行為は権利濫用を構成し、それにより相手方が被った損失は賠償されなければならないと主張した⁽¹⁴⁾。これに関連して、ピカソ・スポタは信義に悖る契約交渉の打ち切りは「交渉をしない権利の濫用」であると位置付けるとともに、この濫用の認定に際しては濫用者側の「過失」の存在は不要であると主張した⁽¹⁵⁾。これは、かつてブレビアが契約交渉過程における法的責任の発生の前提として当事者による「過失」の存在が前提であると考えた点と大きく異なる⁽¹⁶⁾。一方、レイヴァ・フェルナンデスは、問題となる行為を「権利濫用」として捕捉する考えは適切ではなく、むしろ契約交渉を「契約交渉締結に向けた自発的な合法的行為」と定義したうえで、その前提として「信義」が要求されることから、これに違反した場合は、相手方の信頼利益に限定して補償する責任が生じる」と考えた⁽¹⁷⁾。クイーニャス・ロドリゲスは、相手方に契約交渉の過程においてある信頼を与えたものは、その後の行動においてそれと矛盾する行動をとってはならないとする理論 (*teoría de los actos propios*) を提唱している⁽¹⁸⁾。ロレンゼッティは、同様な立場から相手方に信頼を与えたものは、その後これに矛盾する行動をとってはならないと述べている⁽¹⁹⁾。

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

以上の議論を踏まえ、学説上は契約交渉を打ち切った場合の法的責任が生じる前提として次の4つの要件があげられる。つまり、1) 契約が締結されるであろうと合理的な信頼が発生していること、2) 契約交渉を打ち切ることが不当な性格を有すること、3) 交渉を打ち切られた当事者に損害が生じること、そして4) 生じた損害と信頼との間に因果関係が認められることである。

これらの議論は、1998年統一民法案が、1) 申込み以前であっても信義が存在すること、2) 不当に契約交渉を打ち切るとは信義に悖ることから認められないこと、更に3) この義務に違反したものは相手方の「信頼利益」を賠償する責任に任じることを明確にしたことにより立法的解決が図られる見込みである。

このような学説の展開に比較して、あまり多くの判例を見出すことはできないが、裁判所も基本的に契約締結上の責任を認定し、不適切なタイミングで一方的に契約交渉を破棄した場合には、損害賠償の責任が生じると判断している⁽²⁰⁾。なお近時の判例では、テレビ番組のコンテストで優勝した若手アーティストに対して、優勝賞品とは別に約束された役務契約の機会が、後に主催者側により一方的に破棄された事例について、同主催者に対し契約締結上の過失責任を認定し、信頼利益の賠償が命じられた⁽²¹⁾。

(2) ブラジル法

① 歴史的背景

本国においては、19世紀末に民法典の草案が起案されているが、最初の民法典が成立したのは1916年であった。しかし、それがかえって19世紀後半から20世紀初頭のヨーロッパの先進的な理論を吸収する機会となり、1916年の民法典は当時傑出した法典と評価された。この法典の編纂に際しては、1896年のドイツ民法典が参考にされたほか、ポルトガル法、フランス法、スペイン法やイタリア法が参考にされた⁽²²⁾。その後、時代の変化とともに民法典の改

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

正が必要となった。1969年にブラジルにおける主要な法令の見直し作業が開始されが、その後永年にわたり議論が重ねられた結果、2003年に至って漸く改正民法が施行された。この改正民法のもとで、はじめて **Culpa in Contrahendo** が明文で規定されている。同第422条は次のように規定している。

「当事者は、契約締結と履行についてのみならず、その準備交渉および締結に至るまで、信頼性および信義の原則、その他契約の本質、法令、慣行、条理および衡平に基づくすべての要請を遵守しなければならない。」

なお、同国の消費者保護法は、2002年の改正民法施行に先立って制定・実施されているが、消費者保護法の領域において **Culpa in Contrahendo** 理論を積極的に適用するべきであると主張されている⁽²³⁾。また、労働法分野での同理論の適用が主張されるなど、適用範囲の拡大傾向が伺える。

② 学説

アントニオ・シャヴェスによれば、「契約責任としてであっても、また不法行為責任としてであっても、契約が成立する前の段階で法的責任の存在を認める考えに反対する法律家が多い」⁽²⁴⁾。その意味でかつてブラジルにおいて学説は必ずしも一致していなかった。また、契約交渉過程における信義を認める学説も様々な説が対立しており、1) 純粹契約説、2) 不当利得説、3) 合意説または黙示的保証説、4) 過失責任説、さらに5) 客観的信義説(情報開示義務、誠実義務、相手方に損害を与えない義務、秘密などの保持義務など客観性のある信義が要求されるとする説)等の学説が存在する⁽²⁵⁾。なお、同国の通説的見解は、不法行為説である。また、損害賠償の範囲について学説は必ずしも一致していないが、ポルトガルの高等裁判所 (*Superior Tribunal Administrativo*) の支配的な判例にしたがって、信頼利益の保護に限定されるという見解が優勢であり、これはブラジルの裁判所が認めるところでもある。

③ 判例

同国の本件に関する判例として以下があげられる。

- 1) 不動産にかかる事業用の保険に関する事例であるが、基本的条件について合意が成立し、正式な保険証が作成・交付される以前に事故が発生した。保険会社は、保険証が発行されていない以上保険契約は効力が生じていないと主張したが、裁判所は交渉の経緯・状況から判断して保険会社は被保険者に合理的な信頼を生じせしめ、被保険者はこの信頼のもとに行動をとっていたのであるから、保険会社は被保険者が被った損害について責任があると判断した⁽²⁶⁾。
- 2) ブラジル南部の農夫がトマトの栽培を行っていたが、その栽培に要するトマトの種子はCICA社から調達し、同社は収穫されたトマトを工業製品化していた。1987/1988年の収穫期において、CICA社はトマトの工業化を中止するという理由でこの農夫からの製品購入を中止したが、農夫がそれによって被った損害を同社に要求した事例である。裁判所は、「農夫はトマトの栽培に費用と労力をかけ、その間他の農作も断念してCICA社にトマトを供給していたものを、同社が工業化を中止するという自らの利益に基づく一方的な理由で農夫から製品の購入を中止したものである。農夫は、CICA社の約束を誠実に信頼し、過去の慣行にしたがって約束を履行したものであり、CICA社は、農夫が被った損害を賠償する責に任じる。」と判断した⁽²⁷⁾。
- 3) 農業融資に関する判例であるが、金融機関から融資を受けたSERASA社は、2000年2月15日の返済期限にその返済が困難となり、債務の20%を2回に分けて毎月返済し、残額を6回に分けて返済するという債務返済の繰延案について金融機関の内諾を得た。2000年4月6日には、SERASAによる提案が金融機関に届き、その翌日の金融機関からSERASA社への出状には、金融機関が4月初めに総額の20%相当の返済を受領した旨が

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

記載されている。一方、金融機関は満期日である2月15日から60日以内に合意が書面化されなければ交渉は白紙化されるとして、この期間内に正式契約が締結されなかった事実をもって債務返済繰延交渉を破棄した。その時点では、確かに正式な契約が締結されてはいなかったが、少なくとも契約締結の準備段階 (*na fase de tratativas do acordo*) にあったと認められるとして、裁判所は、たとえ形式的に契約が未締結であったとしても、銀行は信義則に基づき一方的に交渉を破棄できないと判断した⁽²⁸⁾。

(3) チリ法

① 歴史的背景

チリ民法典は、1857年1月1日から施行された。宗主国スペインでは、民法典編纂が19世紀後半にいたるまで行われなかった背景もあり、1840年のフランス民法典(ナポレオン法典)を参考にしたとされる⁽²⁹⁾。チリ民法は、当時ラテンアメリカで最初の近代的民法であり、コロンビアやエクアドルをはじめ多くのラテンアメリカ諸国の立法に影響を与えた⁽³⁰⁾。制定から既に1世紀半以上の時が経過したが、依然として同国の現行法である⁽³¹⁾。チリ商法典は、1865年に編纂され1867年1月1日に施行された。この、商法典は、1807年のフランス商法典、1829年のスペイン商法典をはじめ、アルゼンチン、プロイセンなどの商法典の影響を受けている⁽³²⁾。チリ法のもとでの **Culpa in Contrahendo** 理論については興味深い論文が見出される⁽³³⁾。これらによると **Culpa in Contrahendo** 責任について、チリ民法は明確な規定をおいていないが、以下の商法第99条及び100条が同理論の根拠規定とされている。

第99条：申込みをしたものは、それが承諾される前であれば、申込みを撤回することができる。ただし、相手方の回答を待つ旨を約束した場合および契約の対象を処分しないことを約束した場合は、相手方が申込みを拒絶した場合や決められた期間が経過した場合を除き、申込みの撤

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとの契約締結上の過失責任

回は認められない。

第 100 条：申込みを撤回したものは、申込みが向けられた者が要した費用およびその者が被った損害を賠償する責任を負担する。ただし、申込み者はその契約を履行することによって賠償責任から免れることができる。

② 学説・判例

上記商法の規定は契約の申込みに関する規定であるが、チリにおける **Culpa in Contrahendo** 責任は申込みが行われる以前であっても発生することが確認されており、申込みの有無は問題とされない。例えば、**Espinoza v. Bobadilla** 事件（不動産取引に関する案件）においてタルカの控訴裁判所は、原告が被告との交渉を信頼し土地に改良を施して費用を支出したにも拘わらず、被告が一方的に交渉を破棄したのは信義に反すると判断した⁽³⁴⁾。本判決において裁判所は、契約締結前の責任の基礎は、信義と衡平 (*en la buena fe y en la equidad*) にあり、これに違反した者は損害を賠償する責任があると述べている。また、コンセプシオンの第一審裁判所は、「契約交渉段階において交渉を破棄する権利は誰もが有している。ただし、この場合でも信義に基づき誠実に行動する義務を負担しており、これに違反した場合は損害賠償の責に任じる」と述べている⁽³⁵⁾。更に、当該裁判所は、**Culpa in Contrahendo** の法的性格に関して、「契約締結前の責任は不法行為責任と位置付けられる。したがって、その損害賠償の範囲は信頼利益 (*interés negativo*) に限定され、期待利益 (*lucro cesante*) は含まれない。」と判断している⁽³⁶⁾。

(4) コロンビア法

① 歴史的背景・学説

コロンビアの民法典は、1886年に制定されたが、チリの1855年民法典に類

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとの契約締結上の過失責任

似しているといわれる。また商法典は、1887年に成立したがパナマの1869年商法に類似しているといわれ、周辺国の影響を受けつつ成立した様子がうかがえる。

同国においても、契約交渉段階における当事者間は、相互に契約締結という共通の目的を有する特殊且つ緊密な関係であると考えられている。これを契約締結前の関係 (*pre-contractual relations*) と称し、特殊な法律関係であると捉えられる。この関係は、初めて当事者がコンタクトをとったときから、準備契約を締結したときまで継続するととらえられ、この準備契約にはオプションと契約締結の合意が存在すると考えられている。

コロンビア商法第863条⁽³⁷⁾は、上記の準備契約について規定し、「当事者は契約準備期間を通じて信義に基づき交渉を継続しなければならない」と規定している。また、商法第872条は、「契約は信義に基づき締結され履行しなければならない」と規定している。つまり、上記2条により契約交渉期間、締結、履行とすべての段階において信義が要求されているのである。さらにコロンビア商法第830条は、権利濫用に関する規定であり、権利濫用により相手方に損害を生じたものはその賠償の責めに任ずると規定している。また、商法第831条は、不当利得について規定している。

コロンビア法のもとの、***Culpa in Contrahendo*** 責任が生じる前提として、「過失」は必要ではないとされる。予備的合意を一方的に破棄した当事者は、仮に過失がなかった場合でも責任を生じる場合がある。その基礎にあるのは、商人間の衡平や信義である。相手方が契約が締結されるという合理的な信頼に基づいて、多額の投資や出費を行ったような事例において、その相手方は（損害賠償をせずに）一方的かつ不当に交渉を破棄することは認められない。

Culpa in Contrahendo の法的性質については見解が対立している。代表的な学説としては、契約説と不法行為説である。その他にも、***Culpa in Contrahendo*** は特殊な義務であるとする見解もあるが、少数説にとどまって

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

いる。支配的な見解である不法行為説によれば、責任が相手方にあることを権利を主張する者は証明しなければならない⁽³⁸⁾。

② 判例

コロンビアの最高裁判所は、「契約交渉段階において当事者は法的紐帯で結ばれておらず、契約責任は契約成立後にのみ生じる。ただし、契約締結前であっても不法行為責任を生じる場合がある。」と判断している⁽³⁹⁾。コロンビア最高裁判所は、上記のような予備的契約の一方的破棄に際しての損害賠償の範囲について、**negative interest**に限定されると判断した。これは、**Culpa in Contrahendo**責任は相手方が被った損害のうち、直接的な費用や経費を補填するものであり、信頼利益 (*interés de confianza*) を保護する考え方である。したがって、将来見込んでいた利益のような逸失利益 (*lucro cesante*) を保護するものではない⁽⁴⁰⁾。

コロンビアでは条約を批准するに際して、最高裁判所がその合憲性を審査する仕組みがある。2000年5月10日に **CISG** 批准に際してその合憲性の審理が行われた⁽⁴¹⁾。その過程において注目されるのは、**CISG** 第7条1項に関する同国の視点である。コロンビア政府は、「条約第7条が規定している信義は、他国民との通商を発展させるうえで重要な原則である。この原則は契約の交渉のみならずその履行を含むすべての局面において遵守されなければならない。」と説明した記録が残されている。最高裁判所における審理過程において、「交渉段階における信義」が **CISG** 第7条の射程内にあると同国政府が理解している点は興味深い。

(5) ベネズエラ法

① 歴史的背景

最初のベネズエラ民法典は、チリ民法典の影響を強く受けて1862年に制定

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

されたが、1857年に廃止された。1867年にスペイン民法典（1888年法典）の影響のもとで第二次民法典が制定されたが、その後1873年に制定された第三次民法典が現在の民法典（1924年法典）の基礎となっている（ナポレオン法典を基礎として制定された）。また、ベネズエラの商法典は第一次法典が1862年に制定されたが、その後同年の第二次法典を経て、1873年に第三次法典が制定されている。この法典は、1829年のスペイン商法典、1865年のイタリア法典の他、ドイツやイギリスの商法の影響を受けているといわれる。現在の商法典は、1955年の改正法が基盤である⁽⁴²⁾。

② 判例

ベネズエラ最高裁判所は、契約締結上の責任を認定するに際して、その根拠を同国民法第1185条であるとした⁽⁴³⁾。同条は、不法行為により他人に損害を生じたものはその賠償の責に任じるとするものである⁽⁴⁴⁾。また、最近の事例として ***23-21 Oficina Técnica de Construcciones C.A. v Banco Unión et al.*** をあげられる⁽⁴⁵⁾。本事件は、建設会社への融資案件でありながら、最高裁判所は契約不履行責任と不法行為責任を区別しつつ、後者については契約交渉段階における不注意 (*lack of diligence*) な行為も含むと判断した。

3. 米国判例の分析（プエルトリコ法・ボリビア法に基づく ***Culpa in Contrahendo*** が議論された事例）

伝統的にコモン・ローの法体系に立脚する米国の域内でも、例えばルイジアナ州や自治連邦区 (*common wealth*) であるプエルトリコのように大陸法の伝統のもとで ***Culpa in Contrahendo*** 理論が定着している地域も見出せる。そこで、先ずラテンアメリカの一部でありながら混合法体系 (*Mixed Jurisdiction*) と位置付けられるプエルトリコ法のもとでの同理論の展開を米

Culpa in Contrahendo : ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

国裁判所の判例を通じて検討する。次に、米国裁判所がボリビア法のもとでの *Culpa in Contrahendo* 理論を取扱った事例の検討を行い、米国裁判所が同理論をどのように解釈しているか検討する。

(1) プエルトリコ法

プエルトリコは、かつてスペインの植民地であった。1889年のスペイン民法が翌1890年にプエルトリコで施行されたが、1902年に改正され、ルイジアナ法がスペイン法に代替して導入された。1952年には米国の自治連邦区に編入された。このように歴史沿革的を見た場合には、大陸法の地域ではあるが、米国への編入後はアングロサクソン法系化が図られて来た⁽⁴⁶⁾。プエルトリコでは、民法第1802条が *Culpa in Contrahendo* 責任を規定しており、これに関する判例も多く見出せる。以下にその代表的な判例の検討を行う。

① *Producciones Tommy Muniz v. Copan*, 113, DPR 517 (1982) 13 PR.Offic. Translations 664 (1982 U.S. District Court)

本判決は、プエルトリコにおいて *Culpa in Contrahendo* 責任に関するリーディングケースとなった。原告は、番組 (Pan American Games) の放送権に関する入札で最も高い値をつけ落札し、入札を主催する委員会もこれを承諾していた。原告との契約は、その後当事者間で詳細条件につき交渉することを条件として委員会により受諾されていたが、その後委員会は懸案の放送権を第三者に許諾し、原告との交渉を一方的に破棄したことから、原告が交渉段階における信義則違反を理由として委員会を訴えた。裁判所は、当事者の行動やその他の状況を総合的に勘案した上で、原告が委員会の行動や全般的状況から契約が締結されると信頼したことに合理性が認められるとして、原告の主張を認めた。裁判所は、次のように述べている。「契約準備の為の交渉過程は、当事者に信義にしたがって行動すべき義務を負担する社会的関係を生じせしめ…この

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとの契約締結上の過失責任

関係は、当事者間の既存の関係のみならず、社会的契約から生じる関係をも規定することになるのである⁽⁴⁷⁾。」

② ***Satellite Broadcasting Cable, et al. v Telefonica de España, S.A. et al.*** (807 F. Supp. 218; 1992 U.S. District Court)

原告は、プエルトリコ人夫婦が組成したパートナーシップであり、一方の被告はスペインの大手通信企業群であるが、1988年に両者は、スペイン語放送プログラムを放映する事業に関して話し合いを行った。その後、**Venture Agreement**が締結され、事業会社に両当事者が出資する骨子などが合意され、正式契約締結に向けて当事者が尽力する（**use their best efforts**）義務も規定されていた。その後、正式契約の締結が都度延期されるなか、同年11月にはTelefónica側から**Venture Agreement**を終了する旨の一方的な通知があった。しかし、翌1989年2月に再度交渉が開始され、事業資金融資について金融機関などとの交渉が原告により進められていたが、同年6月にいたってTelefónica側は原告との通信を一方的に停止し、原告からの書面による呼びかけも無視したことから、原告が***Culpa in Contrahendo***を理由に訴えを提起した。裁判所は、上記先例に従い、被告が契約交渉において信義を尽くさなかったことに基づく責任を認定した。本件では、損害賠償の範囲が争点であったが、裁判所は被告が賠償すべき範囲は信頼利益に限定されるとの判断を下し、この判断が***Culpa in Contrahendo***責任における損害賠償の範囲として確立された。

③ ***Ysiem Corporation v Commercial Net Lease Realty, Inc.*** (328 F.3d 20; 2003 U.S. Court of Appeals for the First Circuit)

本案件は土地所有者と開発業者との間の不動産リースに関する案件である。当事者は、**Letter of Intent**を締結し、契約交渉に関するフレームワークの確

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

認を行った。ここでは両者が合意する最終契約書が締結されるまでは **Letter of Intent** は法的効力を有しない旨が明記されており、また土地リース契約も両者が正式契約に署名するまで発効しない旨が明記されていた。その後、開発業者はサブリースを予定していた先である商業チェーン店が出店の計画を中止したことから、この開発業者は不動産所有者との正式なリース契約に署名しなかった。そこで、不動産所有者は開発業者の側に交渉段階における信義則違反があったとして訴訟を提起した。裁判所は、「サブリース契約が締結されない限り本提案は当事者を拘束しない」という当事者間の明確な了解があり、その旨が **Letter of Intent** に規定されていること、更に開発業者と土地所有者はリース契約を正式に締結しておらず、したがって契約に基づく責任も発生していないと認定し、原告の主張を否認した。本判決において、裁判所はプエルトリコは、「やや広範な責任を規定する **Culpa in Contrahendo** 原則が支配する地域 (where the somewhat broader doctrine of *culpa in contrahendo* governs)」と述べ、「**Culpa in Contrahendo** の基準はあまり明確ではない。裁判所は、合理的な注意を払って本原則を適用しており、これがあまり自由に適用される場合には交渉を促進するのではなくむしろ停滞させる懸念がある」と述べている点が注目される。

(2) ボリビア法の事例：**WALPEX TRADING CO. v YACIMIENTOS PETROLIFEROS FOSCALES BOLIBIANOS** (890 F. Supp. 300; 1995 U.S. Dist.⁽⁴⁹⁾)

① 歴史的沿革

ボリビア民法は、1830年にフランス法典を基礎に成立した。同国民法第465条は、「契約交渉の準備及び契約締結の段階において、当事者は信義に基づいて行動しなければならず、過失、思慮深さの欠如、または契約の無効原因となり得る事実の開示を怠った当事者は、その相手方に対して損害賠償の責に任ず

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任
る。」と規定する。これは、ブラジル新民法（2002年）第422条やアルゼンチ
ンの民法改正草案920条と同様に鮮明に *Culpa in Contrahendo* 原則を規定
した条文である。

② *WALPEX TRADING CO. v YACIMIENTOS PETROLIFEROS FISCALES
BOLIBIANOS* (890 F. Supp. 300; 1995 U.S. Dist.⁽⁵⁰⁾)

本件は、国際取引における *Culpa in Contrahendo* 責任がボリビア法に準
拠して議論された米国判例である。YPFBはボリビアにおける石油資源開発を
担当する政府機関であるが、同国の開発プログラムに従い、YPFBによる油井
管の国際調達にかかる入札が行われた。米国の輸出企業であるWALPEXはそ
のボリビア代理店を通じて入札に参加し、これを落札した。この入札やその後
の手続きはボリビア法およびYPFBの規則にしたがって行われることになって
いた。WALPEXによる落札後、WALPEXとYPFB間で正式契約締結の手続き
が進められるが、手続きは遅延し正式契約はなかなか締結されなかった（最終
的に契約は締結されていない）。一方WALPEXは、入札条件であるPerformance
BondをYPFBに差し入れた他、YPFBとの正式契約締結が完了する以前に、
その独自の判断で第三者との間で油井管を調達する旨の契約を撤回不能な条件
で締結している。その後、ボリビアは経済危機に見舞われ、YPFBは何度か製
品購入の為の信用状開設期限の延長をWALPEXに依頼し、実際に信用状開設
時期が延期されていたところ、YPFBは最終的に世銀から製品購入代金の融資
を受けることができなくなり、一方的にWALPEXとの交渉を放棄した。そこ
でWALPEXが契約交渉段階における過失責任を追及すべく提訴したものであ
る。

裁判所は、まず本件についてはボリビア法が準拠法になる旨を確認し、そ
の解釈に関して原告および被告が指名したラテンアメリカの法律家による af
fidavit を詳細に検討した。その上で、ボリビア法のもとで国際入札契約は、権

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

限がある者により正式に署名される他、公証手続きを経るなどの形式要件が要求されるところ、本件契約はそのような形式を充足していないことから拘束力のある契約は成立していないとして、原告（WALPEX）の主張を退けた。また、YPFBによる **Culpa in Contrahendo** 責任についても、YPFBによる欺罔行為やなど悪意ある行為など、被告の責任を証明するのに十分な証拠がWALPEXから提示されていない⁽⁵¹⁾ ことに加えて、WALPEXがYPFBとの正式契約成立を確認する前に自らの判断で油井管を発注するという過失が認められ、このような損害は通常の注意義務を払っていれば回避出来たはずであると、民法第348条2項⁽⁵²⁾にてらしても、WALPEXによるYPFBに対する責任追及は認められないと判断した。

（3）小 括

米国裁判所は、プエルトリコやボリビアにおける **Culpa in Contrahendo** 理論の存在を認識しつつも、その適用に際しては慎重である。これは、**Ysiem** 判決において述べられているように、「**Culpa in Contrahendo** の基準はあまり明確ではない。裁判所は、合理的な注意を払って本原則を適用しており、これがあまり自由に適用される場合には交渉を促進するのではなくむしろ停滞させる懸念がある」と考えていることがその背景であると思われる。また、同裁判所が、**Culpa in Contrahendo** 責任を「やや広範な法理」(somewhat broader doctrine)であり、「あまり明確とはいえない」(not very precise) 法理ととらえている点も重要である。**WALPEX** 判決において、裁判所はニューヨーク州法のもとであればという前提で、**duty of good faith** や **estoppel** の適用の可能性を示唆している。しかし、契約が成立していない前提においては：①明確かつ疑いのない約束、②その約束を受けた者が合理性と先見性をもって信頼した事実、そして③そのような信頼によって生じた損害というすべての要件を充足しなければ上記原則の適用は認められないと示している⁽⁵³⁾。

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

更に、損害賠償の範囲については、*Satellite* 判決において慎重な判断がなされ、原告が各種資料を提示し *Culpa in Contrahendo* のもとで損害賠償の範囲は信頼利益に限定されない旨を主張したが、裁判所は裁判官の一部の反対意見にも拘わらず信頼利益に限定されると判断した。

4. *Promissory Estoppel* 法理との比較

Estoppel(禁反言)は、コモン・ロー法上の法理であり、衡平の理念により過去の行動と矛盾する主張を禁止するものである。なかでも、*Promissory Estoppel*(約束的禁反言)とは、ある当事者が相手方に約束をしたがそれが結果として守られない場合に、相手方がそのような約束を信頼して行動したことにより生じた結果について責任を負担するという法理である⁽⁵⁴⁾。米法リステートメント(契約)⁽⁵⁵⁾によれば、上記責任が生じる要件は、1)明確で疑いのない約束または合意が存在すること、2)そのような約束を相手方が信頼したことについて合理性をもって予見が可能であること、更に3)そのような約束を強制することが正義に適っていることである⁽⁵⁶⁾。このように、米国法のもとでも、*Promissory Estoppel*に基づき相手方の信頼利益は保護されるので、*Culpa in Contrahendo* 理論との類似性を指摘する見解も少なくない⁽⁵⁷⁾。事実、ルイジアナ州やプエルトリコのような混合法体系の地域 (*mixed jurisdiction*) では、伝統的な *Culpa in Contrahendo* 理論を基礎としつつ、コモン・ロー上の概念である *Promissory Estoppel* 理論を導入し、両理論の融合を図りつつある⁽⁵⁸⁾。両理論は、契約締結の前段階における法的責任を論じる点からは共通性を有するが、他方幾つかの相違点も見出される。

なお、*Culpa in Contrahendo* においては、*culpa = fault* の存在が前提となっているが、*Promissory Estoppel* では *reliance* を基礎としており、そのような *fault* や *misconduct* は前提とされていない点が相違点であるとする見

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

解がある⁽⁵⁹⁾。確かに用語の語源としては、契約締結上 (*in Contrahendo*) の過失 (*Culpa*) 責任を議論するものである。しかし、***Promissory Estoppel*** においても、信頼が生じることについて、合理性や予測可能性をもって判断することが求められており、そのような基準から相手方をミスリードした当事者の責任を追及する理論であることから、そのような意味において **fault** が要件となっているとも考えられる。したがって、ここでは **fault** という用語をどのような意味で解釈するかという問題に帰着し、本質的な相違点とは考え難い。このような理由から、**fault** の有無を基準に両理論の峻別をするアプローチは困難であり⁽⁶⁰⁾、むしろ ***Promissory Estoppel*** の契約理論性や、その帰結としての「約束」または「合意」の存在を前提とする点など、理論の本質に着目する見方が妥当である。

相違点としてまずあげられるのは、***Promissory Estoppel*** は本質的に「契約原則」であり、合意や約束または **Letter of Intent** など何らかの合意の存在を前提として議論され、その意味において合意が形成されていない契約交渉段階における法的責任論とは基本的な視点が異なる⁽⁶¹⁾という点である。一方、***Culpa in Contrahendo*** は必ずしも契約理論の枠組みにとどまることなく、信義則や不法行為理論や権利濫用理論など、広範な範囲で責任が議論される。それは交渉という事実が特殊な法律関係を生じる結果であり、必ずしも有効な合意が当事者間で形成された結果ではないという相違点である。

次に、上記の帰結でもあるが、契約交渉のダイナミズムを勘案しつつ、どの時点から法的責任が議論されるかという「時期」の問題を考えた場合、***Promissory Estoppel*** の場合は有効な「約束」の形成時が責任のトリガーとなる。一方、***Culpa in Contrahendo*** 理論においては、必ずしも合意に着目せず、交渉過程における信頼の形成を中心に考えることから、何時が責任の始期となり、またどのような事実が責任発生のトリガーとなるかは一概に決定できず、強いて言うならば契約交渉過程における当事者の行動全般ということに

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

なる。例えば、コロンビア民法のもとでは、交渉が開始されてそれが進展し、結果として契約締結に向けた合意（明示的または黙示的な合意）が形成された場合、そのような合意を予備的合意と規定している。このような予備的合意は法的拘束力を有し、これに違反した当事者は相手方に対して法的責任を負担する。しかし、コロンビア民法が規定している **Culpa in Contrahendo** 責任とは、このような予備的合意以降に限定されず、それ以前でも信義に悖る行為が存在すれば認定される法的責任である。

また、契約交渉過程における法的責任をどのような事例において認めるべきかについての裁判所の対応姿勢であるが、米国の場合は契約自由の原則（交渉を放棄する権利も含めて）を重要視し、**Promissory Estoppel** の適用については慎重な姿勢がうかがえる⁽⁶²⁾。一方、ラテンアメリカ諸国においては、**Culpa in Contrahendo** 理論の積極的な適用がみられる。更にアルゼンチンの最近の判例では、労働契約への同理論の展開がうかがわれ、またブラジルでも、労働法や消費者法の領域への同理論の展開など領域的な広がりを示している。

最後に、損害賠償の範囲について、米国における判例では、信頼利益の補償を認めるものが大勢をしめているが、米法リステートメント（契約）によれば裁判所の裁量により正義に適った救済を認めることとされている。したがって、同国においては裁判所の判断で信頼利益の補償に限定せず、特定履行を含めたすべての範囲の賠償を命じることが可能といえる⁽⁶³⁾。他方、ラテンアメリカにおける **Culpa in Contrahendo** 理論のもとでは、その法的根拠を不法行為理論にもとめ、賠償の範囲を信頼利益 (*interés negativo*) に限定する考え方が通説・判例である。

5. 総括

ラテンアメリカ法のもとでの *Culpa in Contrahendo* 理論を *Promissory Estoppel* と比較した場合、前者の適用範囲の広範性や基準の不鮮明さが指摘され、これらは国際取引に従事する企業にとっては法的リスク要因と認識される。物品売買取引に関しては、その取引について *CISG* が適用される場合でも、契約交渉段階における法的責任については各国の国内法が排他的に適用されるという現在の多数説のもとでは、特定の国内法に基づき一旦交渉が開始されると法的義務に拘束され、交渉をむやみに中止できないという予期せぬリスクを被る懸念も生じる。また、あえて交渉に適用されるルールを合意して書面化しようと試みると、そういった書類が契約交渉のコミットメントと解釈されかねないというジレンマに陥る。そこで、これらの問題解決の一つの方向性として *CISG* の活用が期待される⁽⁶⁴⁾。前述の通り、ウィーン外交会議において *Culpa in Contrahendo* 原則を条約に明示的に導入しようとする提案は見送られたが、既に成立した本条約をその目的や精神に照らしてどのように運用するかは独立して検討すべき課題であり、各加盟国の裁判所に委ねられた課題である。契約交渉段階における信義は条約が採用する基本原則であるとする見解⁽⁶⁵⁾は注目に値する。今後、*CISG* の枠組みにおいて本原則を議論してゆくことが、少なくとも国際物品売買契約における本理論の統一的適用に向けて必要な前提であると考えられる。

注

- (1) Hugo Grotius, *DE JURE BELLI AC PACIS* (1625). 訳文は、一又正雄訳「グロチウス『戦争と平和の法』(第三巻)」1273頁(酒井書店1989年)によった。なお、末尾の一文は次の論文でも引用されており、「人間相互の交際」の部分は、“all intercoursés among men”と英訳されている(Nadia E. Nedzel, *A Comparative Study of*

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

Good Faith, Fair Dealing, and Precontractual Liability, 12 Tul. Eur. & Civ. L.F. 97, at 98).

- (2) 谷口知平・五十嵐清 編「新版注釈民法 (13)」95 頁 (有斐閣 2006 年)。
- (3) 1906 年のファッゲラ論文および1907年のサレイユ論文は、*Culpa in Contrahendo* 理論を契約交渉過程における信義の一般理論に発展させ、交渉当事者は「申込」以前の契約予備交渉 (*pourparler*) の段階を含む法的責任論に発展した。
(Brebbia, Roberto H., *Responsabilidad precontractual*, Ediciones La Rocca, Buenos Aires, 1987, at 45-60)。
- (4) Official Record, p. 294 et seq. なお、その理由として、提案は “too vague and uncertain to be usefully included in the draft Convention” であると述べられている (Peter Schlechtriem, *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)* (Oxford 2008), at 183)。
- (5) 本稿では、南部アメリカの代表的な国を選定して調査すると共に、米国の自治連邦区であるプエルトリコ法について検討を加えた。また、ラテンアメリカ諸国では一般に “*responsabilidad precontractual*” (契約締結前の責任) という表題で議論されることが多いが、本稿では “*Culpa in Contrahendo*” で統一する。
- (6) 同地域で物品売買取引に関する共通ルールとして *CISG* の活用を考えた場合、ラテンアメリカの12ヶ国が同条約に加盟しているが、2009年10月現在大国ブラジルは未加盟であることに加えて、アルゼンチン、チリおよびパラグアイは第96条に基づく留保を宣言しているなどの問題点が指摘される。
- (7) 比較法研究は西欧、東欧、コモン・ロー諸国など南米を除いて活発である (Franco Ferrari, *Formation of Contracts in South American Legal Systems*, 16 Loy. L.A. Int'l & Comp. L. J. 629)。わが国でも同様の傾向が伺える。
- (8) 中川和彦「ラテンアメリカ法の基盤」(千倉書房 2000 年) 7 頁。
- (9) 中川和彦・矢谷通朗 編「ラテンアメリカ諸国の法制度」(アジア研究所 1988 年) 291 頁。
- (10) 本条文は、1969年に法令第17.711により修正されたもの。
- (11) ORGAZ A., *Tratativas contractuales y formación del contrato*, LL-75-239, 1954, Buenos Aires.
- (12) CUIÑAS ROGDRIGUEZ M., *Responsabilidad precontractual: en la doctrina, jurisprudencia y proyectos de reforma*, LL-1995-C. 859, Buenos Aires.
- (13) LORENZETTI R., *La responsabilidad precontractual como atribución de los riesgos de la negociación*, LL-1993-B, 713, Buenos Aires.
- (14) BORDA G., *La Responsabilidad-Homenaje al Prof. Dr. I. Goldenberg* (ALTERINI A.A. CABANA Directores, 1995, Buenos Aires)。
- (15) PICASSO S., *Instituciones del Derecho Privado Moderno. El Proyecto de Código Civil*

Culpa in Contrahendo : ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

- de 1998* (2001, Buenos Aires).
- (16) BREBBIA R. H., *Responsabilidad Precontractual* (1957, Rosario).
- (17) LEIVA FERNANDEZ L., *Responsabilidad precontractual. Aportes para su estudio*, LL-1998-D, 1229.
- (18) RODRIGUEZ, 前掲注 (12)。
- (19) LORENZETTI, 前掲注 (13)。
- (20) *JURISPRUDENCIA EN LA LEY 416, Tomo "D"* (Cámara Nacional Civil y Comercial Federal, Sala 2, May 2, 1989).
- (21) L Sala: M Expte. No: M111884 Fecha 13-11-07. Sumario No. 17842 MFN: 031869 (Secretaría de jurisprudencia de la Cámara Civil; Boletín No 2/2008).
- (22) 中川・矢谷, 前掲注 (9), 333-334 頁。
- (23) 例えば消費者法への理論の展開に関して, Antonio Junqueira de Azevedo, *RESPONSABILIDADE PRE-CONTRATUAL NO CODIGO DE DEFESA DO CONSUMIDOR: ESTUDO COMPARATIVO COM A PERSONALIDADE PRE-CONTRATUAL NO DIREITO COMUM*, REVISTA DA FACULDADE DE DIREITO USP, S. PAULO, v. 90, 1995. また, 労働法分野について, José Affonso Dallegrave, *Ato Ilícito. Responsabilidade civil pré-contratual no âmbito do Direito do Trabalho*, Revista Jus Vigilantibus, Domingo, 6 de junho de 2004.
- (24) CHAVES, Antônio, *Responsabilidade pré-contratual*. 2.ed. São Paulo: Lejus, 1997, at 98.
- (25) Antônio Campos Ribeiro, *Responsabilidade Pré-Contratual*, Rev. Direito, Rio de Janeiro, v. 3, n. 5, jan/jun. 1999, at 20-22.
- (26) AC 70002240216, 6a C.C., TJRS, Rel. Des. Osvaldo Stefanello, j. em 31/10/01.
- (27) NEGREIROS, Teresa., *Fundamentos para uma Interpretação do Princípio da Boa-Fé*, Renovar, Biblioteca de Teses, at 227.
- (28) TJSP-4th Câmara de Direito Privado; AI n. 170.143-4/3-00, Avare-SP; j.9/11/2000; v.u.). Boletim AASP n.2300, de 3a9/2/2-003, pág. 2533.
- (29) 中川・矢谷, 前掲注 (9), 240 頁。
- (30) この法典は, チリにおいてのみならず, エルサルバドル, エクアドル, ベネズエラ, ニカラグア, コロンビアおよびホンデュラスにおいてそのまま採用された。また, チリ民法典が影響を及ぼした国としては, ウルグアイ, メキシコ, グアテマラ, コスタリカおよびパラグアイがあげられる (中川, 前掲注 (8), 20 頁)。
- (31) 中川, 前掲注 (8), 21 頁。
- (32) 中川・矢谷, 前掲注 (9), 240 頁。
- (33) Rodrigo Novoa, *Culpa in Contrahendo: A Comparative Law Study*, 22 Ariz. J. Int'l &

Culpa in Contrahendo : ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

Comp. Law 583.

- (34) Ilustre Corte de Apelaciones de Talca [ICA Talca], Nov. 8, 1999.
- (35) Primer Juzgado Civil de Concepción, April 13, 1999, *Empresa de Telecomunicaciones Asintec S.A. v. Club Hípico de Concepción S.A.*
- (36) 次のプエルトリコにおけるリーディングケースとなった判決と同趣旨: *Satellite Broad Cable, Inc. v. Telefónica de España*, 807 F. Supp. 218, 220 (D.P.R. 1992).
- (37) コロンビアでは 1971 年に商法が改正され, この第 863 条が新たに規定された。
(Jorge Oviedo-Alban, *TRATOS PRELIMINARES Y RESPONSABILIDAD PRECONTRACTUAL*, Universitas Bogotá (Colombia) No 115: 83-116, enero-junio de 2008.
- (38) Jorge Oviedo-Alban, 前掲注 (37) at 107.
- (39) Corte Suprema de Justicia, Sentencia de 28 de junio de 1989, Sala de Casación Civil.
- (40) Silva Gil-Wallin, *Liability Under Pre-contractual Agreement and Their Application Under Colombian Law and the CISG*, Nordic Journal of Commercial Law (2007/1).
- (41) CISG CASE PRESENTATION (Colombia 10 MAY 2000 Constitutional Court).
- (42) 中川・矢谷, 前掲注 (9), 149-150 頁。
- (43) ベネズエラ民法第 1185 条は, 不法行為に関する規定であり「意図的に, または過失もしくは不注意により第三者に損害を与えた者はその賠償の責に任じる」と規定している。
- (44) なお同国民法第 789 条は, 信義に関する一般原則として, 「信義はつねに推定される。相手方の悪意を主張する者はそれを証明しなければならない」と規定している。
- (45) Venezuelan Supreme Tribunal of Justice, Decisions (RC-0072-050202-99973-99034).
- (46) Alberto Bernabe-Riedkohl, *SUMARIO: REVISION Y REFORMA DEL CODIGO CIVIL DE PUERTO RICO: LA REVISION DEL CODIGO CIVIL Y LA RESPONSABILIDAD CIVIL EXTRACONTRACTUAL: ? CONTRADICCION EN LOS TERMINOS?*, 73 Rev. Jur. U.P.R. 981, at 997-1000.
- (47) *Copan* at 676.
- (48) “The culpa in contrahendo test is not very precise and the courts appear reasonably cautious in applying a doctrine that could, if applied too freely, chill negotiations rather than facilitate them.” (*Ysiem* at 11).
- (49) 本判決は, 当事者間の一連の訴訟のなかで, YPFB による bad faith, contributory negligence, assumption of risk に基づく Summary Judgment Motion を容認した判決。
- (50) 本判例は, 次の論文でも紹介されている。Rodrigo Novoa, 前掲注 (33) at 586.
- (51) 同国の商法 803 条は, 「すべての契約において信義が推定される」と規定している。これは, ベネズエラ民法第 789 条の「契約において信義は推定される。し

Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任

- たがって悪意を主張する者はそれを証明しなければならない。」との規定に類似している。
- (52) ポリビア民法第 348 条 2 項は、過失相殺に関する規定である。
- (53) *WALPEX TRADING CO., v. YACIMIENTOS PETROLIFEROS FISCALES BOLIBIANOS*, 789 F. Supp. 1268; 1992 U.S. District Court, at 12-13.
- (54) 米国では、契約が成立していれば契約理論に基づいて、また予備的合意が強制可能であればそのような合意を根拠として、相手方の約束を強制させまたは損害賠償を請求することが一般的である。一方、これらの契約も予備的合意も存在しない状況のもとでは、*Promissory Estoppel* やその他 *good faith and fair dealing* の義務を根拠として訴訟を提起することが予想されるが、ここでは *Culpa in Contrahendo* に相当程度の相似性が認められる *Promissory Estoppel* に限定して検討を行う。
- (55) Restatement of the Law, Second, Contracts, Section 90, The American Law Institute.
- (56) Nedzel, 前掲注 (1), at 130.
- (57) *Gil-Wallin*, 前掲注 (40) 等。
- (58) 混合法体系における *Promissory Estoppel* に関しては、David V. Snyder, *COMPARATIVE LAW IN ACTION: PROMISSORY ESTOPPEL, THE CIVIL LAW, AND THE MIXED JURISDICTION*, 15 Ariz. J. Int'l & Comp. Law 695 を参照。
- (59) Mohamed Yahia Mattar, *Promissory Estoppel: Common Law Wine in Civil Law Bottles*, 4 Tu. Civ. L. Forum 71, 113 (1988).
- (60) 同様の見解として、Snyder, 前掲注 (58), at 703.
- (61) Nedzel, 前掲注 (1), note 224.
- (62) Nedzel, 前掲注 (1), at 157.
- (63) Nedzel, 前掲注 (1), at 147.
- (64) 確かに *Culpa in Contrahendo* を *Promissory Estoppel* と比較した場合に幾つかの相違点が見出される。しかし、契約締結以前であっても契約交渉に臨む当事者の対応如何で法的責任が生じる場合があることは大陸法もコモン・ローも共通して認識するものであり、そのような共通性に着目して国際取引における契約交渉過程の普遍的信義原則を確立してゆくことが必要である。
- (65) 条約の解釈によって契約交渉過程における信義を CISG に適用する方法論 (Diane Goderre, Klein and Carla Bachechi や John Honnold など) とそもそもそういった信義は CISG が前提としている原則であるとする説 (Michel Joachim Bonell や Silvia Gil-Wallin など) など複数の考え方がある (Lisa Spagnolo, *Opening Pandora's Box: Good faith and Precontractual Liability in the CISG*, 21 Temp. Int'l & Comp. L. J. 261, at 297).